事例No.	728
公表年度	H30
団体の属性	町村
団体名	岩手県平泉町

事例区分	公営企業

タグ	・（公営企業）水道事業

事例種類	料金改定

事例内容・タイトル

平泉町における水道料金の改定について

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介（平成30年9月号）

先進事例紹介



平泉町における水道料金の改定について

岩手県平泉町建設水道課

1. はじめに

平泉町は、岩手県南部に位置し、東西 16.15km、南北 8.51km と東西に長く、総面積は 63.39km^2 です。町の中央部には北上川が南北に流れ、その流域の両側に田園地帯が広がっています。町の東には北上山地に含まれる東稲山等が連なり、西は奥羽山脈に続く 100～200m 前後の丘陵地が広がっています。

気候は内陸型で年平均気温は 11.5℃とやや低いが、県内では比較的温暖です。

平成 30 年 3 月末現在の人口は 7,693 人で、世帯数 2,636 世帯と人口は年々減少しています。

町の中心部には平安末期の中尊寺・毛越寺・無量光院など奥州藤原三代の文化遺産が多く残っており、平成 23 年 6 月、国連教育科学文化機関（ユネスコ）の世界遺産委員会において、平泉の文化遺産を構成する 5 遺産が、「平泉–仏国土を表す建築・庭園及び考古学遺跡群–」として世界文化遺産に登録されました。



図１　岩手県平泉町の位置

2．水道事業の概況

昭和 40 年 4 月に 1 級河川である北上川の伏流水などを水源として給水開始して以来、平成 21 年度までに第 5 次拡張事業を完了し、平成 30 年 3 月末現在の給水戸数 2,046 戸、給水人口は 5,244 人で、給水区域内における普及率は 98.78％です。浄水場 1 施設、配水池 3 施設で、1 日の配水能力は 3,800 ㎥、管路延長は 70,295m です。業務に当たる専任職員は技術系及び事務系それぞれ 1 名の 2 名ですが、水道事故や災害には課員全員の 11 名が対応します。

当町には、ほかに簡易水道が 2 か所あり、町内のほぼ全域に給水を行っております。

3．料金改定の取り組み内容

3-1　取組の背景

水道事業を開始してから半世紀が経ち、老朽化している水道施設の更新を随時行っていくため、建設改良費の増加を見込んでいました。当町の建設改良費に充てるための資金のほとんどを企業債の借入で行っており、現行の料金水準では、健全な経営の確保が困難となる状況でした。

平成 19 年の料金改定時、次回の改定を 5 年後の平成 24 年度を予定していましたが、改定予定年度の前年 3 月に東日本大震災の発生、同年 6 月の世界文化遺産登録による水需要の増加などが見込まれることから、収益に注視しながら改定時期を先送りしています。

3-2　資産維持費の導入

平成 23 年度の水道統計では、同規模事業体の企業債借入残高は約 8 億 9,200 万円、当町は同年度で 10 億円を超えており、平均を上回っていました。平成 25 年度の企業債借入残高は約 9 億 8,100 万円であり、このまま料金改定をしなければ、平成 27 年度から 5 年間で年平均約 1,200 万円の資金不足が生じる試算となりました。

今後、建設改良費が増えることで、起債借入と将来の起債償還も増えていくことが想定されます。自己資金を増やし、借入額を抑制するため、総括原価に資産維持費を含めた料金改定を検討することにしました。

3-3　取組の具体的内容とねらい

(1)　資産維持費の算出

資産維持費の算出方法と考え方については、日本水道協会策定の水道料金算定要領において、「資産維持費は対象資産に資産維持率を乗じて求められる」とされ、「今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として資産維持率は 3％を標準とし、各事業者の創設時期の施設更新状況を勘案して決定する」としています。しかし、それでは改定率が大きくなるため、同要領中、「標準的な資産維持率により難いときは、自己資本構成比率の目標値を達成するための額を計上できる」ことから、自己資本構成比率で算出することとし、次の内容を考慮して財政収支計画を作成することにしました。

① 建設改良積立金の自己資金を充てることで借入を抑え、企業債残高を 10 億円程度までにする。

② 東日本大震災を経験したこともあり、災害等の場合でも 1 年間の経常費用と企業債償還額等を賄うことがで きる現金預金を保有する。

③ 町内には、多くの水を利用する工場や企業も少なく、水道料金の多くは一般家庭で負担している。建設費のほとんどは企業債を充てているため、自己資本構成比率が、

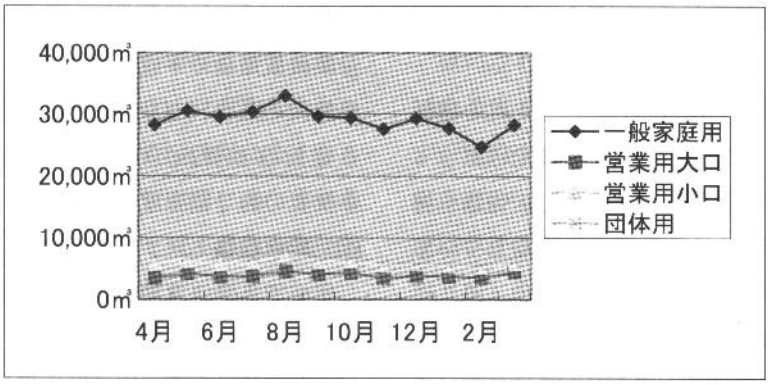


図３　平成25年度有収水量

○資産維持費＝対象資産×資産維持率
・料金算定期間　平成 27 年度から平成 31 年度（5 年間）
・対象資産　　平成 27 年度期首と平成 31 年度期末の平均
・資産維持率　　0.688%
資産維持率＝自己資本構成比率 40%（※1）×過去 5 年間（※2）の企業債利率の平均
（※1）平成 25 年度自己資本構成比率 38.2%を参考。
（※2）平成 21 年度～平成 25 年度

平成 24 年度水道事業経営指標による類似団体の 66.9%と比べ、当町は平成 25 年度 38.2%と低かった。自己資本構成比率を現在より上げることとし、40%を目標とする。

(2)　総括原価・料金改定率の算出

総括原価は、営業費用と資本費用を算出し、料金算定期間中の総括原価の平均を求め、これから必要となる建設事業を進められるか、また、料金改定で考慮する内容が反映されているかなどを確認し、そのうえで決定しました。

料金改定率は、算出した総括原価に対し、改正前の料金による給水収益では今後の建設改良計画に必要な予算に不足が生じるため、平均で 9.18%の改定を決定しました。

○総括原価主義の算出
料金収入＝総括原価＝営業費用＋資本費用
営業費用＝人件費＋薬品費＋動力費＋修繕費＋受水費＋減価償却費＋資産減耗費
＋その他維持管理費−関連収入
資本費用＝支払利息（3 条）＋資産維持費−関連収入
出典：日本水道協会「水道料金算定要領（平成 20 年 3 月版）」

3-4　改定に向けたスケジュール

今回の改定に係る審議については、町上下水道事業運営協議会において行いました。協議会へは、諮問以前から料金改定の必要性について説明しており、値上げについて前向きに審議していただきました。

答申について、町議会全員協議会での説明及び町議会 3 月定例会への議案の上程を行い、

平成 27 年 7 月請求分から料金改定の実施に至りました。

住民への周知は、4 月～6 月の 3 か月を確保し、料金改定の内容とともに料金値上げに至った理由及び使用者への協力依頼を町広報誌へ掲載、また検針時にチラシを全戸へ配布しています。

3-5　効果について

資産維持費を原価算入することで効果額は年間 18,163 千円を見込んでいます。

確保した資金の活用については、減債積立金や建設改良積立金として利益剰余金に処分し、企業債償還金や平成 31 年度までに着手する浄水場施設の改良 76,000 千円や配水池造成工事に係る建設改良費 295,000 千円に充当する予定で、事業費の約 2 割程度を賄う見込みです。

(1)　給水収益

平成 27 年度決算額は、前年度及び改定しない場合の同年度見込額に比べ、約 8%の増となり、平成 29 年度決算額は平成 26 年度に比べ、約 10%の増となっています。

表 1　審議経過

	日時	審議事項
第 1 回	平成26年 7 月23日	1．諮問「平泉町の水道料金について、改定の時期、適正な料金等について意見を求める」 2．平成26年度から平成31年度までの財政計画等について 3．料金算定期間の決定
第 2 回	平成26年 9 月 1 日	1．料金改定時期の決定 2．料金算定方法の決定 3．料金体系の決定
第 3 回	平成26年10月22日	1．料金算定期間における総括原価について 2．料金改定率について
第 4 回	平成26年11月26日	1．料金改定案について 2．答申について ○答申

表 2　水道料金の改定前と改定後の比較表

【基本料金】（1 カ月につき、消費税別）

用途	水量（㎥）	料金（円）		差額（円）
		改定前	改定後	
1　一般家庭用	10	1,760	1,930	170
2　営業用（大口）	100	22,100	24,200	2,100
3　営業用（小口）	20	4,320	4,640	320
4　団体用	20	4,120	4,520	400

【超過料金】（1 ㎥につき、消費税別）

用途	水量（㎥）	料金（円）		差額（円）
		改定前	改定後	
1　一般家庭用	1	220	241	21
2　営業用（大口）	1	260	285	25
3　営業用（小口）	1	250	274	24
4　団体用	1	250	274	24

料金体系は、用途別で、基本料金と従量料金を設定。メーター使用料は、口径別に設定。

(2)　純損益

平成 27 年度以降決算額は前年度及び見込額に比べ、大幅に増となっています。改定しなかった場合、計画する事業への資金確保はままならず、また平成 27 年度から、資本費に充てるべき当年度分損益勘定留保資金を資本的収支不足額が上回り、収益的収支で賄えない試算でした。

(3)　減債積立金及び建設改良積立金

純利益を毎年度、利益剰余金に処分し、減債積立金及び建設改良積立金に積み立てています。建設改良積立金は、平成 27 年度及び平成 28 年度合わせて 37,000 千円積み立てましたが、平成 28 年度及び平成 29 年度合わせて 30,000 千円の取り崩しを行い、借入額を抑制しています。

表３　財政計画収支シュミレーションと決算

1　見込額　※平成25年度は決算額

(1)　改定しない場合　　(単位：千円)

区分＼年度	25	26	27	28	29
給水収益	132,096	132,008	132,048	131,736	130,919
純利益（△損益）	1,936	△ 5,532	△ 241	54	2,331
建設改良費	29,531	95,357	63,500	26,500	62,500
減債積立金	45,370	45,370	45,370	45,370	45,370
建設改良積立金	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000

(2)　改定した場合

区分＼年度	25	26	27	28	29
給水収益	132,096	132,087	144,192	143,822	142,928
純利益（△損益）	1,936	△ 5,453	14,229	15,617	17,951
建設改良費	29,531	95,357	63,500	26,500	62,500
減債積立金	45,370	45,730	45,370	45,370	59,599
建設改良積立金	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000

2　決算

区分＼年度	25	26	27	28	29
給水収益	132,096	132,683	143,292	146,687	145,094
純損益	1,936	5,514	26,042	21,299	18,841
建設改良費	29,531	57,732	28,649	107,901	98,825
減債積立金	45,370	45,730	55,370	60,370	65,370
建設改良積立金	45,000	45,000	45,000	45,000	52,000

4. 今後の課題等

人口の減少により有収水量も減少していくことが予想されるため、水道事業の運営は一層厳しさを増すものと見込んでいます。

4-1　料金改定の必要性

今後、大量の施設更新時期を迎え、特にも浄水場や配水池等の更新を順次行っていくため、水需要予測と施設の改良や企業債償還の所要額を見積もり、必要な料金水準及び定期的な料金改定の検討が必要です。

4-2　施設規模の適正化

人口減少によって、給水収益も減少傾向で推移しているため、健全な経営が維持できるよう将来の水需要に合わせた浄水場や配水池等のダウンサイジングの検討が必要です。

4-3　施設の計画的更新

今後 20 年で老朽化施設が全体の半分を占める試算となっており、災害等よる漏水事故を防ぎ、生活に不可欠なライフラインを維持するためにも、基幹管路を優先的に耐震化していきます。

5．おわりに

建設の時代から高度経済成長期等に急速に整備された水道施設の老朽化が進行し、維持管理や改築更新の時代へと移行、大規模な更新ピークを迎えつつある今、計画的更新は最重要かつ喫緊の課題となっています。

人口減少時代の到来、節水型社会への変化などから、限られた財源の中で効率的な整備が求められます。

平成 29 年 3 月、将来にわたって安定的な経営を図るため、平泉町水道事業経営戦略を平成 38 年度までの 10 年計画として策定、そして今年度、平泉町水道事業基本計画（新平泉町地域水道ビジョン）の策定を予定しています。

奥州藤原氏によって栄華を極めた平泉は 100 年で終わりましたが、100 年後も安全で安心な「水」を供給できる水道事業を実現するため、住民の皆様と一緒に進めてまいります。

